

平成 23 年度の検討における方針・課題（案）

1. 検討に当たっての考え方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方とする。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、修正等の参考とするため、本年度と同様に、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

（3）検討の進め方

本年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針について検討することを目的とした有識者による検討会（環境配慮契約法基本方針検討会）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、本年度と同様に、検討会の下に契約類型ごとのワーキンググループを設置し、学識経験者、業界団体、事業者、関係機関等に参画を依頼し、追加または修正等の検討を実施する。

同時に、各府省庁等の調達担当者との意見交換を適宜実施する。

検討に当たっては、(1)の提案募集結果や、従前の検討経緯等を踏まえることとする。スケジュールは資料6参照。

2. 現行契約類型の修正等

○電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関連する次の施策の見直し又は見直しに関する検討がなされていることから、電力ワーキンググループを設置し、当該施策の見直し状況等を踏まえた検討を行い、適切な対応を図る必要があると考えられる。

- 再生可能エネルギーの全量買取制度及び同制度導入に伴う RPS 法の廃止
- 電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について
の見直し（国内認証排出削減量の反映）

また、新規参入した電気事業者については、既参入事業者と同様の方法による排出係数の公表ができないことから、新規参入事業者の排出係数の扱いに係る考え方の整理を併せて行う必要がある。

さらに、再生可能エネルギーの全量買取制度が導入された場合には、現行の電気の供給を受ける契約において前提条件としている「RPS法の義務の履行」及び裾切り方式に採用している要素のうち、「新エネルギー導入状況」は使用されないこととなる。このため、環境配慮契約法附則第3項に示された電気の価格と排出係数及び環境負荷の低減に関する取組状況を総合的に評価して落札者を決定する方式等を含め、新たな契約方式の導入に関する検討が必要と考えられる。

3. 新規契約類型の追加

○新規契約類型に関する情報把握・検討

5月頃を目途に行う予定の契約類型の追加・修正等に係る提案募集結果、及び現在とりまとめを実施している「平成22年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約、さらに2月～3月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、新規の契約類型に関する検討を行う。

4. その他（環境配慮契約の推進に関する事項）

(1) 環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体への普及・啓発及び導入促進
 - 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
 - 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
 - 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催
- 環境配慮契約の国際的な普及
 - 環境配慮契約に係る情報発信